

平成29年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 29件	
1	平成29年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成29年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成29年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成29年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成29年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成29年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	平成29年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成29年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成29年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	平成29年度秋田市学校給食費会計予算の件	
11	平成29年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	

12	平成29年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
13	平成29年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
14	平成29年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
15	平成29年度秋田市水道事業会計予算の件	
16	平成29年度秋田市下水道事業会計予算の件	
17	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
18	平成28年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件	
19	平成28年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第4号）の件	
20	平成28年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）の件	
21	平成28年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
22	平成28年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）の件	
23	平成28年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	
24	平成28年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）の件	

25	平成28年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第4号）の件	○資料別紙
26	平成28年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件	
27	平成28年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	
28	平成28年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	
29	平成28年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	
「 条 例 案 」 20件		
30	<p>秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件</p> <p>・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）：平成27年9月9日公布、一部を除き平成29年5月30日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>この条例において引用している法律の条項のずれに対応する規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日</p> <p>平成29年5月30日から</p>
31	<p>秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>生活環境保全審議会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>生活環境保全審議会委員の報酬の額を日額7,000円とする。</p> <p>○施行期日</p> <p>平成29年4月1日から</p>

32 秋田市新屋ガラス工房条例を設定する件

○設定理由

新屋ガラス工房（以下「工房」という。）を設置し、施設の使用料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 新屋地区における地域資源を生かしたまちづくりの推進のため、ガラス工芸による起業支援等を行う工房を秋田市新屋表町5番2号に設置する。
- 2 工房において行う事業は、ガラス工芸をはじめとする美術および工芸を通じた地域づくりに関すること等とする。
- 3 工房の施設（公の施設の機能を有するものに限る。）は、ガラス工房、アトリエおよびギャラリー（以下「ガラス工房等」という。）とする。
- 4 ガラス工房等を使用することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) ガラス工房
 - ア ガラス工芸品の制作について経験があり、ガラス工芸の技能および専門知識を有すると市長が認める者
 - イ ガラス工房を使用することにより、市のガラス工芸産業の振興に寄与すると市長が認める者
 - (2) アトリエ
 - ア 美術および工芸の創作活動を行う者
 - イ (1)のア又はイに該当する者
 - (3) ギャラリー
 - ア 作家として、自ら制作した美術作品又は工芸作品の展示を行う者
 - イ アに掲げるもののほか、市長が認める者
- 5 ガラス工房等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 6 市長は、工房の職員にガラス工房等を優先して使用させることができることとする。
- 7 ガラス工房等およびその附属設備の使用料の額は次のとおりとし、許可をする際に徴収すること等とする。

(1) ガラス工房の附属設備の使用料

品名	単位	金額
コールド加工機	1人1時間につき	280円
ガラス溶解炉、徐冷炉、グローリーホール（中型）	一式（1ベンチ） 4時間につき	4,950円
ガラス溶解炉、徐冷炉、グローリーホール（大型）		5,230円
電気炉（8キロワット）	24時間につき	860円
電気炉（12キロワット）		1,430円
電気炉（31.5キロワット）		3,750円
電気炉（60キロワット）		6,860円

(2) アトリエの使用料

施設	単位	金額	
		基本使用料（8時間以内）	延長使用料（1時間につき）
アトリエ	1室につき	770円	90円

(3) ギャラリーおよび展示台の使用料

区分		単位	金額
ギャラリー	全面	1日につき	8,110円
	半面		4,050円
展示台		1台1日につき	20円

備考

- 1 営利を目的としてギャラリーを使用する場合の使用料の額は、この表に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。
- 2 展示の準備又は展示物の撤去等の場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額の5割に相当する額とする。
- 8 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができることとする。
- 9 既納の使用料は、原則として還付しないものとする。
- 10 市長は、工房の使用の制限等を行うことができることとする。
- 11 ガラス工房等は、許可を受けた目的以外の使用等を禁止することとする。
- 12 ガラス工房等の使用者は、特別の設備又は既存の設備の変更をする必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 13 工房の使用者は、その使用を終えたとき等は、原状に回復しなければならないこととする。
- 14 工房の使用者は、工房の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならないこととする。
- 15 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

33 秋田市特別会計条例の一部を改正する件

○施行期日等

平成29年7月15日から。ただし、使用の申込みは同年6月15日から受け付ける。

○改正理由

学校給食費の公会計への移行に伴い、新たに学校給食費会計を設置するため、改正しようとするもの

○改正要旨

特別会計として、新たに学校給食費会計を設置する。

○施行期日

平成29年4月1日から

34 秋田市市税条例等の一部を改正する件

・地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）：
平成28年3月31日公布、一部を除き平成31年10月1日施行

○改正理由

地方税法の一部改正（平成28年法律第13号）等に伴い、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等について規定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

（住宅借入金等特別控除）

1 住宅借入金等特別控除の適用期限を2年間延長する。

（法人税）

2 法人税割の税率を「100分の12.1」から「100分の8.4」に引き下げる。

（軽自動車税）

3 一定の要件を満たす軽自動車について、平成29年度分の軽自動車税に限り燃費性能に応じた税率の軽減を行う。

4 三輪以上の軽自動車の取得者に軽自動車税の環境性能割を課することとし、現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割とする。

5 売主が所有権を留保している場合に、買主を取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割を課すること等とする。

6 軽自動車税の環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料および減免について規定する。

7 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が行うこととする。

8 軽自動車税の環境性能割の減免は、当分の間、県知事が行うことから、その特例について規定する。

9 軽自動車税の環境性能割の申告納付は、当分の間、県知事に対して行うこととする。

10 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を負担することとする。

11 営業用の三輪以上の軽自動車税等に対

35 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件

する軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定する。

12 その他必要な規定の整備を行う。

○施行期日等

施行は、平成31年10月1日から。ただし、1は公布の日から、3は平成29年4月1日から。

法人の市民税および軽自動車税に関する経過措置を規定する。

4に伴い、秋田市手数料条例の一部を改正する。

○改正理由

新たに個人番号を利用することができる事務および特定個人情報を利用して処理することができる事務を加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 市が独自に個人番号を利用することができる事務に、新たに次に掲げる事務を加える。

(1) 福祉医療費給付事務

(2) 子育て短期支援事業に関する事務

(3) 私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務

(4) すこやか子育て支援事業費支給（保育園・乳児支援）事務

(5) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事務

(6) 不妊治療費助成事務

(7) 市営住宅の管理に関する事務

(8) 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務

2 特定個人情報を利用して処理することができる事務および情報に、上記8項目の事務等およびそれらに関する情報を新たに加える。

3 1および2に伴う規定の整備を行う。

○施行期日

平成29年4月1日から

36 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する件

○改正理由

雄和糠塚地区民間資本活用施設の一部を廃止するため、改正しようとするもの

○改正要旨

雄和糠塚地区民間資本活用施設の面積を5,927平方メートルから4,417平方メートルに改める。

○施行期日

公布の日から

37 秋田市文化振興基金条例の一部を改正する件

○改正理由

文化振興基金の額を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

文化振興基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

○施行期日

平成29年4月1日から

38 秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件

○改正理由

千秋美術館の常設展観覧料の割引について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

個人の観覧について、市長が指定した入場券等の提示があった場合の割引後の常設展観覧料の額を定める。

改正前				改正後			
常設展観覧料	個人	一般	1人 300円	個人	一般	1人 300円	
					市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合	1人 240円	
		大学生	1人 200円		大学生	1人 200円	
					市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合	1人 160円	

○施行期日

平成29年4月1日から

<p>39 秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例を設定する件</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪行為により、不慮の死を遂げた市民の遺族等に対して犯罪被害者等見舞金を支給し、もって生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的とする。 2 市長は、市民であって犯罪被害を受けた者（以下「被害者」という。）又はその遺族に対し、犯罪被害者等見舞金を支給することができることとする。 3 犯罪被害者等見舞金の種類およびその額は、遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円とする。 4 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲およびその順位について規定する。 5 被害者と加害者に親族関係があるとき等は、犯罪被害者等見舞金を支給しないこととする。 6 5にかかわらず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による保護命令が発せられている場合等は、犯罪被害者等見舞金を支給することができることとする。 7 犯罪被害者等見舞金の支給に係る申請、決定等の手続について規定する。 8 不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者等があったときは、これを返還させることができることとする。 9 犯罪被害者等見舞金の支給を受ける権利は、その請求をすることができる時から2年間行わなければ、時効により消滅することとする。 10 犯罪被害者等見舞金の支給を受ける権利は、譲渡等を行うことができないこととする。 	<p>○設定理由</p> <p>犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、犯罪被害者等見舞金を支給することとするため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○施行期日等</p> <p>施行は、平成29年4月1日からとし、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用することとする。</p>
<p>40 秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>社会福祉審議会が特例として調査審議することができる事項に、精神障害者福祉に関する事項を加えるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>社会福祉審議会の調査審議事項の特例に精神障害者福祉に関する事項を加える。</p>

		<p>○施行期日 平成29年4月1日から</p>
41	<p>秋田市介護保険条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 在宅医療・介護連携推進事業を開始する時期を変更するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 在宅医療・介護連携推進事業を平成29年4月1日から行うこととする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
42	<p>秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 占用料の額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 占用料の額を改定する。</p> <p>○施行期日等 施行は、平成29年4月1日から。 改正後の条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用する旨の経過措置を規定する。</p>
43	<p>秋田市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）：平成27年7月8日公布、一部を除き平成29年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 建築物エネルギーの消費性能の確保のための計画に係る適合性判定手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 題名を「秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例」とする。 2 建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）について、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）を受ける場合の適合性判定手数料は、当該建築物の延べ面積の区分に応じた額とする。

	<p>3 変更した確保計画の適合性判定を受け る場合の適合性判定変更手数料は、変更 後の床面積について2により算定した 額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>4 軽微な変更に該当することを証する書 面の交付を受ける場合の軽微な変更該当 証明書交付手数料は、変更後の床面積に ついて2により算定した額に2分の1 を乗じて得た額とする。</p> <p>5 申請に際し添付する図書が共通である 複数の向上計画認定申請又は変更認定申 請が同時に行われる場合の向上計画認定 申請手数料又は変更認定申請手数料の額 の算定にあつては、当該申請の数で除す るものとする。</p> <p>6 その他必要な規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日等 施行は、平成29年4月1日から。 5は、施行日以後に申請のあった向上計 画認定申請および変更認定申請に係る手 数料について適用する。</p>
<p>44 秋田市低炭素建築物新築等計画認 定等手数料条例の一部を改正する 件</p>	<p>○改正理由 建築物エネルギー消費性能基準に適合す る建築物に係る低炭素建築物新築等計画 の認定申請手数料等を定めるため、改正し ようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能基準に適合 する建築物に係る低炭素建築物新築等計 画の認定申請手数料は、当該建築物の床 面積の区分に応じた額とする。</p> <p>2 1に掲げる計画の変更があった場合の 変更認定申請手数料は、変更後の床面積 について1により算定した額に2分の1 を乗じて得た額とする。</p> <p>○施行期日 平成29年4月1日から</p>

45 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する件
 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）：平成26年6月20日公布、一部を除き平成27年4月1日施行

○改正理由
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成26年法律第76号）に伴い、教育長の職務専念義務の特例について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 教育長の職務専念義務の特例は、一般職の例によることとする。
- 2 教育委員長の報酬の額に関する規定を削る。（秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例）
- 3 功労者の要件の規定から、教育長に関する規定を削る。（秋田市功労者等の待遇に関する条例）

○施行期日等
 施行は、公布の日から。
 現教育長の任期中においては、改正後の条例は適用せず、改正前の条例の規定は、なおその効力を有する旨の経過措置を規定する。

46 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件

○改正理由
 消防団員に支給する報酬および費用弁償額を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 消防ポンプ自動車等の管理等に従事する消防団員に支給する額を、「年額1万4,900円」から「年額5,000円」に改める。
- 2 副分団長以下の消防団員の報酬の額を引き上げる。

区分		報酬額（年額）		
		改正前	改正後	
副分団長		39,500円	40,100円	
部長		31,800円	32,800円	
班長		25,800円	27,100円	
団員	基本団員	20,400円	22,000円	
	機能別 団員	災害の防御および救助活動に従事する者	6,800円	7,300円
	その他の者	3,400円	3,700円	

		<p>3 災害の防御および救助活動に従事した場合に支給する費用弁償額を4,000円とする。</p> <p>○施行期日 平成29年4月1日から</p>									
47	秋田市火災予防条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 防火対象物の消防用設備等の状況が消防法（昭和23年法律第186号）等に違反する場合において、当該違反を公表することができることとするため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が消防法等に違反する場合は、その旨を公表することができること等とする。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>									
48	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 下北手寒川農業集落排水施設の廃止等に伴い、農業集落排水事業の排水人口等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 下北手寒川農業集落排水施設の廃止等に伴い、農業集落排水事業の排水人口および1日最大処理能力を改める。</p>									
	<table border="1" data-bbox="311 1391 1380 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水人口</td> <td>18,628人</td> <td>18,188人</td> </tr> <tr> <td>1日最大処理能力</td> <td>4,096.2立方メートル</td> <td>4,055.7立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	排水人口	18,628人	18,188人	1日最大処理能力	4,096.2立方メートル	4,055.7立方メートル	
	改正前	改正後									
排水人口	18,628人	18,188人									
1日最大処理能力	4,096.2立方メートル	4,055.7立方メートル									
49	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	<p>○施行期日 平成29年4月1日から</p> <p>○改正理由 下北手寒川農業集落排水施設を廃止し、同施設の区域を下北手中央農業集落排水施設の区域に統合するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 農業集落排水施設の名称等から、下北手</p>									

「単行案」 14件

寒川農業集落排水施設を削り、同施設の区域を下北手中央農業集落排水施設の区域に加える。

○施行期日

平成29年4月1日から

50 平成28年度秋田市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について承認を求める件

○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決処分年月日 平成29年1月23日

・補正額 700,000千円

・補正後の一般会計予算額

136,913,545千円

（補正後の除排雪関係経費予算額）

1,800,000千円

※専決処分した理由

断続的な降雪等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

※提出根拠法：地方自治法第179条第3項

51 あらたに生じた土地を確認する件

○秋田湾産業新拠点区域内の公有水面埋立工事の竣工に伴い、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認するため、議会の議決を求めようとするもの

区域	面積
秋田市飯島字古道下川端217番の6、217番の50および217番の52に接する海浜地ならびに219番の1の各地先公有水面	70,984.48㎡

※提出根拠法：地方自治法第9条の5第1項

52 字の区域を変更する件

○秋田湾産業新拠点区域内の公有水面埋立工事の竣工に伴い、あらたに生じた土地を飯島字古道下川端の区域に編入し、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市飯島字古道下川端217番の6、217番の50および217番の52に接する海浜地ならびに219番の1の各地先公有水面	秋田市飯島字古道下川端

53	公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件	<p>※提出根拠法：地方自治法第260条第1項</p> <p>○公立大学法人秋田公立美術大学の大学院の設置による組織の見直しに伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項</p>
54	地方独立行政法人市立秋田総合病院中期目標の一部を変更する件	<p>○老朽化した病院の改築および医療機能の拡充を図るため、地方独立行政法人市立秋田総合病院の中期目標の一部を変更することについて、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第25条第3項</p>
55	包括外部監査契約を締結する件	<p>○平成29年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日 ・契約金額 6,566,400円を上限とする額 ・契約の相手 長村彌角(資格：公認会計士) <p>※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項</p>
56	秋田市将軍野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○将軍野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 将軍野地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

57	秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を指定する件	<p>○雄和左手子交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 左手子報徳会 ・ 指定の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
58	秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○東地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 東地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
59	秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
60	秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
61	秋田市御所野交流センターの指定管理者を指定する件	<p>○御所野交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田けやき会

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の期間 平成29年 4 月 1 日～平成34年 3 月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
62	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線 4 路線 延長336. 90m ・ 認定後の市道路線延長 約2, 016. 7km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
63	南部市民サービスセンター牛島別館（仮称）建築工事請負契約を締結する件	<p>○南部市民サービスセンター牛島別館（仮称）建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事場所 秋田市牛島東六丁目 4 番 ・ 契約金額 559, 980, 000円 ・ 契 約 先 佐々木・長谷駒・石川特定建設工事共同企業体 ・ 工 期 平成30年 5 月31日まで ・ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 3, 226. 31㎡ 構造規模 R C造一部鉄骨造地上 2 階建て 建築面積 1, 317. 96㎡ 床 面 積 1, 632㎡ 施設内容 1 階 多目的ホール、陶芸工作室、音楽室、備蓄倉庫、事務室等 2 階 和室 2、洋室 3、調理室等 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
	<p>「 追加提案 」 「 人 事 案 」 2 件</p>	
64	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員高橋芳三氏の任期満了（平成29年 6 月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期 3 年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>

65	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員浅野進氏の任期満了（平成29年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
----	--------------------------	--